
* 定 款 *

株式会社 ストライダーズ

株式会社 ストライダーズ 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 ストライダーズと称し英文では、**Striders Corporation** と、表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業およびこれに関連する事業を営むこと、ならびに、次の事業およびこれに関連する事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することおよびこれに関連する事業を行うことを目的とする。

1. コンピュータおよび周辺機器の製造、販売、リース、賃貸、輸出入業務
2. コンピュータ、電子機器および通信機器で構成されるシステムならびに情報システムに関する設計・開発・運用・管理、保守および監査
3. コンピュータ、電子機器および通信機器で構成されるシステムならびに情報技術および情報システムに関するコンサルティング、教育
4. コンピュータシステムおよび情報システムに関する企業経営に関するセミナー等による教育研修事業ならびにそれらの教材の作成・販売およびノウハウの販売
5. コンピュータソフトウェアの企画、設計、製作、開発、販売、リース、賃貸、輸出入業務
6. コンピュータに関する映像・音響機器の開発、製造、販売、輸出入業務
7. コンピュータネットワークシステムの企画、設計、開発、販売
8. コンピュータハードウェア・コンピュータソフトウェア・コンピュータシステムおよびコンピュータネットワークに関するコンサルティング、開発、導入、運用、教育、保守管理、修繕サービス、リース・賃貸ならびに輸出入業務
9. コンピュータ画像ソフトウェア、データおよび映像媒体の企画、設計、受託開発ならびに販売
10. 事務機器の製造・販売、輸出入業務
11. 電気電子機器類の販売、輸出入業務
12. 広告代理店業務およびセールスプロモーション業務
13. 出版物の企画、発行および販売業務
14. イベント・セミナーの企画・立案・実施
15. インテリアデザインの企画および設計
16. 貨物運送取扱業
17. 物流に関するコンサルティング業務、システム開発業務、情報管理および処理サービス業務
18. 倉庫内商品管理業務および配送業務
19. 介護用品および医療機器の開発・製造・販売・レンタル業、有料老人ホーム等介護施設・スポーツ施設の経営ならびに管理、介護関連の人材教育・人材派遣事業
20. 一般雑貨の販売業務
21. 食品の販売業務
22. クレジットカード等媒体カード制作の取次および斡旋

23. 労働者派遣事業、人材の職業適性能力開発のための研修・指導および教育事業
24. 投資業、投資法人資産運用業
25. 株式公開に関するコンサルティング
26. 経営コンサルティング業務
27. 経営合理化、経営再生等に関する調査、分析、相談、指導および投融資
28. 企業の営業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介
29. 企業の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導・仲介および斡旋業務
30. 企業の経営戦略立案、ならびにその他企業経営全般に関する情報の提供およびコンサルタント業務
31. 投資事業組合財産・投資事業有限責任組合財産の運用および管理
32. 貸金業、融資および保証業務
33. 売掛金、貸付金等の債権の売買および仲介
34. 著作権・特許権・商標権・意匠権等の知的財産権の取得、譲渡、貸与および管理業務
35. 工業所有権、ノウハウ、著作権その他無体財産権、ソフトウェアの取得、企画、開発、保全、利用、仲介および譲渡
36. 不動産・動産の売買、管理、賃貸、リース、レンタルおよびその仲介
37. 生命保険の募集に関する業務
38. 損害保険代理店業務
39. 不動産ファンド運営に関する業務
40. 不動産投資信託顧問業
41. 調剤薬品および医薬品の販売業務
42. ゴルフ場の所有および運営に関する業務
43. 飲食店の所有および運営に関する業務
44. 旅館業・ホテル業・福利厚生施設の所有および運営に関する業務
45. 古物営業法による古物商
46. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 18,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場

取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 2 会社法第309条第2項の規定に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議事録)

- 第17条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。
- 2 株主総会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第18条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、5名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

- 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
 - 4 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

5 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(役付取締役)

- 第22条 取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、また必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。

(代表取締役)

- 第23条 取締役社長は会社を代表する。
- 2 必要に応じ、取締役会の決議によって前項に加えてさらに代表取締役を選定することができる。おのおの会社を代表するものとする。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第24条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2 取締役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(相談役)

第31条 取締役会はその決議によって相談役若干名を選任することができる。相談役は当会社の業務に関し、取締役社長の諮問に応じるものとする。

(取締役会規則)

第32条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第34条 当社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員である取締役)

第35条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第36条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第37条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第38条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

- 2 監査等委員会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。

(監査等委員会規則)

第39条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第40条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当社は会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第46条 当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第48条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2 前項の未払配当財産には利息をつけない。

(附則)

(監査役の実任免除)

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第60期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(本店移転の経過措置)

第2条 第3条（本店の所在地）の変更は、2024年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。

2 本条は、前項に定める本店移転日経過後に、これを削除する。

1. この規定は、昭和40年 2月 3日より実施する。
2. この規定は、昭和44年 2月20日より改正実施する。
3. この規定は、昭和50年 9月27日より改正実施する。
4. この規定は、昭和51年 9月29日より改正実施する。
5. この規定は、昭和52年 2月 1日より改正実施する。
6. この規定は、昭和56年 3月18日より改正実施する。
7. この規定は、昭和60年 8月 1日より改正実施する。
8. この規定は、昭和63年10月28日より改正実施する。
9. この規定は、平成 2年 5月30日より改正実施する。
10. この規定は、平成 2年10月24日より改正実施する。
11. この規定は、平成 3年10月30日より改正実施する。
12. この規定は、平成 6年 6月29日より改正実施する。
13. この規定は、平成 9年12月19日より改正実施する。
14. この規定は、平成10年 6月26日より改正実施する。
15. この規定は、平成14年 6月27日より改正実施する。

16. この規定は、平成15年 6月27日より改正実施する。
17. この規定は、平成16年 3月24日より改正実施する。
18. この規定は、平成16年 6月29日より改正実施する。
19. この規定は、平成17年 6月29日より改正実施する。
20. この規定は、平成18年 6月29日より改正実施する。
21. この規定は、平成18年10月 1日より改正実施する。
22. この規定は、平成21年 6月26日より改正実施する。
23. この規定は、平成22年 6月22日より改正実施する。
24. この規定は、平成23年 6月22日より改正実施する。
25. この規定は、平成27年 6月24日より改正実施する。
26. この規定は、平成29年 6月22日より改正実施する。
27. この規定は、平成29年10月 1日より改正実施する。
28. この規定は、令和 元年 6月21日より改正実施する。
29. この規定は、令和 4年 6月23日より改正実施する。
30. この規定は、令和 4年 9月 1日より改正実施する。
31. この規定は、令和 6年 6月21日より改正実施する。